

福山市ホームページバナー広告取扱業務募集要項
2026年（令和8年）4月1日～2027年（令和9年）3月31日分

1 広告掲載の概要

(1) 掲載場所

- ア 福山市ホームページのトップページ最下部（フッターの上）
- イ 福山市ホームページの個別ページ最下部（フッターの上、(別表)アクセス表で示す個別ページ）

(2) 広告枠の売り渡し方法

福山市と契約した広告代理店にバナー広告（以下「広告」という。）枠を一括で売り渡すこととする。ただし掲載料は実績の枠数に応じたものとする。

(3) 広告の枠数

横 5 枠×縦 4 枠＝20 枠／1 ページ毎

(4) 広告の売り渡し期間

2026年（令和8年）4月1日～2027年（令和9年）3月31日

(5) 広告の掲載開始日及び終了日

- ア 掲載開始日：原則として当該広告を掲載する月の初日に開始
- イ 掲載終了日：原則として当該広告を掲載する月の末日に終了
- ウ 掲載開始日又は終了日が福山市の休日を定める条例（平成元年条例第 29 号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日の場合、休日の翌日を掲載開始日又は終了日とする
- エ 協議の上、福山市が認めた場合は、月途中からの掲載開始又は終了を可能とする

(6) 広告の掲載開始及び削除時間

- ア 掲載の開始：掲載開始日の午前 8 時 30 分～午後零時の間に掲載
- イ 掲載の終了：掲載終了日の午後 1 時～午後 5 時 15 分の間に掲載終了

(7) 広告の掲載期間

広告の掲載期間は原則として 1 月単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。月途中からの掲載の場合、広告枠掲載料の日割り計算等の割引はしないものとする。また月途中で掲載中止となった場合も広告枠掲載料の日割り計算等の割引はしないものとする。

(8) 広告の規格等

ア 広告の規格

- (ア) 大きさは縦 75 ピクセル、横 225 ピクセルとする
- (イ) 形式は GIF または JPEG 形式とする
- (ウ) データ容量は 200KB 以下とする

イ 表記、構造の禁止

- (ア) 動画、アニメーション、静止画像の切り替え（反転表示）等
- (イ) 福山市ホームページのコンテンツの一部として錯誤しやすいデザイン
- (ウ) 広告主、商品、サービスのいずれかを現す文字情報が全くないもの、または確認・判別が困難なもの
- (エ) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン

- (オ) アラートマーク
 - (カ) ラジオボタン
 - (キ) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
 - (ク) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）
 - (ケ) その他福山市ホームページに掲載する広告として適当でないと市長が判断するもの
- ウ 色調及び解像度について
- (ア) 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない
 - (イ) 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない
- エ その他注意事項
- (ア) 広告はわかりやすい適正な言葉と文字を用いること
 - (イ) ホームページの閲覧者に誤解や錯誤を起こさせるような表現を用いないこと
 - (ウ) ホームページの閲覧者に不快な感情を与える表現を用いないこと
- (9) 広告のリンク先ホームページの構造等の禁止
- ア 専ら広告内容以外の情報で構成したページ
 - イ 広告主以外の者が書き込みできる形式のもの（ブログ、掲示板など）

2 広告の募集及び掲載等

(1) 広告主及び広告の募集

広告主及び広告の募集については、広告代理店が行うものとし、自らが広告の募集者であることを明らかにし、福山市が広告の募集者であるとの誤解が生じることがないように努めなければならない。

(2) 広告掲載の可否

広告掲載の可否については、福山市広告事業実施要綱、福山市広告掲載基準、福山市ホームページバナー広告取扱要領等に基づき、広告代理店が広告主及び広告原稿の審査を行い決定すること。申込受理及び審査等に際して疑義のあるときは、福山市の指示を受けて対応すること。

3 広告掲載の決定

広告を掲載したい月の前月 20 日（20 日が市役所閉庁日のときは、翌日以降の最初の市役所開庁日）までに、福山市が定める方法によって申し出をすることとし、広告掲載については福山市が決定する。ただし、4 月のみは掲載の申し出を随時可能とし、掲載日は福山市が定める日とする。

4 掲載を決定した広告又はリンク先の変更

(1) 福山市からの変更依頼

福山市が変更を依頼した場合、広告代理店は速やかに応じること。

(2) 広告代理店からの変更申し出

広告を変更したい月の前月 20 日（20 日が市役所閉庁日のときは、翌日以降の最初の市役所開庁日）までに、福山市が定める方法によって申し出をすること。

(3) 急を要する広告代理店からの変更申し出

上記(2)以外の急を要する広告代理店からの変更申し出は、会社名の変更など、広告又はリンク先の変更がやむを得ない事情として福山市が認めた場合に限る。

5 留意事項

その他この募集要項に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、福山市と協議して対応すること。

(問い合わせ先)

福山市市長公室

情報発信課

TEL : 084-928-1003

FAX : 084-931-2056

E-mail : koho@city.fukuyama.hiroshima.jp

(別表) アクセス表

福山市ホームページのアクセス件数 (トップページ)

計測期間 : 2025 年 (令和 7 年) 2 月 1 日 ~ 2026 年 (令和 8 年) 1 月 31 日

	ページ 種別	ページ名と URL	アクセス件数 (累計)
1	トップ	トップページ https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/	1,024,267
2	個別	担当部署で探す https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/	202,873
3	個別	教育・文化・生涯学習 (講座)・スポーツ https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/life/1/13/	12,835
4	個別	戸籍・住民票 https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/life/1/3/	12,373
5	個別	カレンダーでさがす https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/calendar/	24,074
6	個別	くわいちゃんネットへようこそ!! https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/site/kankyo/	27,993
7	個別	健康・医療 https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/life/1/6/	14,695
8	個別	分類でさがす https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/life/	15,363
9	個別	税金 https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/life/1/4/	6,803
10	個別	ライフイベント https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/life/1/1/	5,383
11	個別	安心・安全・防災・消防 https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/life/1/2/	3,670

※1 福山市役所からの内部アクセス件数を含む。

※2 毎月この数を保証するものではない。

※3 各個別ページ内から閲覧できるページのうち、市が指定するページについても掲載を行う。